

みんなの「暮らしたい」を、府中町で。

—府中町三世代同居・近居支援事業—



府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」(PR大使・漫画家田中宏先生作画)

町外から町内に三世代で暮らすための住替え費用を助成します。

次の費用を合計した額の1/2

※10万円を上限とします。

- 引っ越しにかかる費用(運送・荷造りなど)
- 不動産登記にかかる費用
- 住宅購入・賃借の仲介手数料
- 住宅賃借の礼金



三世代同居・近居支援事業の要件を チェック！

<input type="checkbox"/>	高校生以下の子どもがいる（出産予定の子どもを含む）。
<input type="checkbox"/>	新たに子世帯と親世帯が町内に同居または近居する（※両方の世帯が町外から住替える場合、片方の世帯が先に住民票を異動し、後に転入する世帯が申請します）。
<input type="checkbox"/>	府中町への住民票の異動予定がある。
<input type="checkbox"/>	住替え後の住宅に自ら5年以上居住する。
<input type="checkbox"/>	住替え後に町内会・自治会に加入する。
<input type="checkbox"/>	住替え費用について他の公的助成を受けていない。
<input type="checkbox"/>	住民登録地の市区町村税を滞納していない。
<input type="checkbox"/>	子世帯・親世帯に暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者がいない。
<input type="checkbox"/>	過去にこの事業による助成金の交付を受けていない。
<input type="checkbox"/>	既に対象費用（引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金）が生じている。（予定も含む）

全てが付いた人は助成金の交付を受けられるかも！詳しくはウェブへ。

お問い合わせは府中町総務企画部政策企画課秘書広報係 ☎ 082-286-3127) へ。

